



京都大学



慶應義塾大学



東京大学
THE UNIVERSITY OF TOKYO



早稲田大学

平成19年12月25日

京都大学
慶應義塾大学
東京大学
早稲田大学

京都大学、慶應義塾大学、東京大学及び早稲田大学による 大学院教育における大学間学生交流に関する協定の締結について

京都大学（尾池和夫総長）、慶應義塾大学（安西祐一郎塾長）、東京大学（小宮山宏総長）及び早稲田大学（白井克彦総長）は、この度、大学院生に多様な教育・研究指導を受ける機会を提供し、もって学術の発展と有為な人材の育成に寄与することを目的とし、大学院教育における大学間学生交流協定を締結することに合意いたしました。

この4大学は、本協定に基づき連合体を形成し、相互交流を通して大学院生に対し主に研究指導を行ないます。また、受け入れた学生を研究指導した教員は、当該学生の所属大学大学院研究科の承諾のもとに博士学位論文審査に加わることも可能とするなど、大学院教育における交流をより一層推進してまいります。

【学生交流の概要】

1. 連合体の名称

この協定に関する4大学の連合体は、大学院学生交流連合体（以下「交流連合」という。）と称します。

2. 交流の手続き等

交流連合所属大学の大学院研究科間で学生の派遣と受入れに関する協議を行ない、派遣・受入れの始期・終期その他実施に必要な事項に関して合意を得てから、当該研究科間で学生交流を行ないます。なお、平成20年4月1日から学生交流を開始できるものとしします。

3. 対象者

交流連合に所属する大学の大学院研究科のうち、上記の協議が成立した研究科の修士課程又は博士課程（博士後期課程を含む。）に在籍する大学院生とします。

4. 本協定のメリット

- (1) 学問の発展やグローバル化の進展に伴い、1大学ではすべての学問分野を完全にカバーすることは困難になっています。大学院生が教育を受けるについても自大学内だけに留まらず、他の3大学に興味のある分野があればそこで教育の一部を受けられるようにすることで、こうした困難を克服することが可能になります。なお、学生を受け入れる大学の側は当該学生の授業料等を不徴収とします。
- (2) 4大学間の包括協定であるため、4大学の大学院研究科ならば、大学院生の教育交流に関心のあるどの大学院研究科についても、学生交流を行なえる道が開けます。

以上